

固定資産税について

総務課 税務グループ ☎ 27-2481

家屋の現況確認を行っています

固定資産税の対象となる建物の現況確認を行ってい ます。

10月31日(火)まで身分証明書を携帯した調査員 (役場職員)が町内全域を巡回し、課税対象となる建物 の確認を行いますので、ご協力をお願いします。











建物(居宅・倉庫・車庫等)を 新築・取り壊したら手続きを

固定資産税は、毎年1月1日現在で登録されている 建物が課税の対象となります。

本年中に建物を新築(増改築を含む)した場合や課 税対象となっている建物を取り壊した場合は、税務グ ループで登録・抹消の手続きをお願いします。

なお、手続きの際は印鑑をご持参ください。

キツネなどの野生動物に エサを与えないでください

産業経済課 農林業グループ ☎ 27-2419

野生動物にエサを与えると、人の食べ物の味を覚えてしまいます。 楽にエサがもらえるため、人に食べ物をねだるようになったりして、 人との距離が近くなり過ぎてしまいます。

また、ゴミも野生動物にとってはエサになります。ゴミを出す際は、 指定された日時と場所をきちんと守ってください。

人とのトラブルを起こすようになった野生動物は、駆除されてしま う場合もあります。

人にも動物にも不幸な結果とならないよう、みなさんのご理解とご 協力をお願いします。



「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

道内で事業を営む使用者およびその事業場で働く すべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイ ト等を含む。) に適用される北海道最低賃金が次のと おり改定されました。

最低賃金額 時間額 810円 効力発生年月日 平成29年10月1日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手 当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃 金は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最 低賃金法違反として処罰されることがあります。

○特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖 類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造 業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」) で働く労働者には北海道の特定(産業別)最低賃 金が適用されます。

児童福祉サービスについて

町民福祉課 (総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7872 (①②子育て支援グループ、③福祉グループ)

ひとり親家庭や障がいのある児童のいる家庭に対し、以下の児童福祉サービスを行っています。

①児童扶養手当

ひとり親家庭、一方の親が一定の障がい の状況にある家庭などで、18歳以下(18 歳に達した後、最初の3月31日まで)の 子どもを療育している方などに支給されま す。(所得制限あり)

支 給 額	児童1人	全部支給: 月額42,290円 一部支給: 月額42,280円~9,980円
	児童2人目	9,990円/月 加算
	児童3人目以降	1人につき5,990円/月 加算
支給時期	原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月 分までが支給されます。	
必要書類等	受給資格者および該当するお子さんの戸籍謄本(抄本) や世帯全員の住民票、請求者名義口座通帳の写し、印 鑑、個人番号等	

②特別児童扶養手当

心身に障がいのある 20 歳未満の子ども の福祉を増進する目的で該当する子どもを 家庭で監護、療育している父母等に支給さ れます。(所得制限あり)

支 給 額	一級	月額51,450円
	二級	月額34,270円
支給時期	原則として毎年4月、8月、11月に、それぞれの前月 分までが支給されます。	
必要書類等	特別児童扶養手当認定診断書、受給資格者および該当するお子さんの戸籍謄本(抄本)や世帯全員の住民票、請求者名義口座通帳の写し、印鑑、個人番号等	

③障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいを有する ため、日常生活において常時の介護を必要 とする状態にある在宅の20歳未満の者に 支給されます。(所得制限あり)

支 給 額	月額14,580円
支給時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
必要書類等	障害児福祉手当認定診断書、障害児福祉手当所得状況 届、戸籍謄本、世帯全員の住民票、所得課税証明書、 障がいのあるお子さん名義の通帳、身体障害者手帳・ 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はそ の手帳、印鑑、個人番号等 ※事前に窓口へご相談ください。

市民後見人養成講座を開催します

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872 (総合ケアセンターゆくり内)

認知症や知的・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利 を守るため、地域の住民が身上監護や金銭管理などの後見業務を行う「市 民後見人 を養成する講座を開催します。※実習有り



- 時 平成29年11月7日~平成30年1月9日 • 🗏 毎週火曜日(12月26日、1月2日を除く) 計8回 (実習は別途2回予定)
- 間 9時30分~17時 ・時
- 苫小牧市成年後見支援センター (〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目 3番8号)
- ・対象者 25歳以上でこれまでに未成年後見人、 成年後見人、保佐人、補助人を解任され たことがなく、破産していない方
- 員 40人(先着順)
- ・募集期間 10月20日(金)まで
- ・申し込み 町民福祉課福祉グループまで

広報あつま 広報あつま H29.10 2017.10